

# 特定医療法人晴和会老人保健施設忘れな草運営規程

## 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

(運営規程設置の主旨)

第1条 特定医療法人晴和会が開設する老人保健施設忘れな草（以下「事業所」という）において実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的及び対象者)

第2条 訪問リハビリテーション等は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）に沿い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）（以下「要介護状態等」という）にある者の自宅を訪問して、適切なりハビリテーションを提供する。

2 訪問リハビリテーション等の対象者は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者（介護予防にあつては要支援者）（以下「要介護者等」という）とする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目指す。

2 事業所は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的にサービス提供を受けることができるよう努める。

3 事業所は、サービスの実施にあたっては、懇切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員研修を実施する等の措置を講じる。

6 事業所は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 事業所は、実習協力機関として実習生を受け入れ、各種専門職を目指す学生の育成に貢献する。

8 事業所は、利用者の個人情報の保護において、「個人情報保護法」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「法及びガイダンス」）に則り個人情報保護指針を規定し、事業所が得た利用者の個人情報については「重要事項説明書」に規定した以外の利用は原則的に行わない。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人保健施設 忘れな草
- (2) 所在地 愛知県春日井市細野町字大久手3246-368

(職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(医師と兼務)  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 職員  
医師 1名以上(入所及び通所と兼務)  
理学療法士等 1名以上  
職員は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
但し、8月13日から15日、12月29日から1月3日までは除く。
- 2 営業時間 8:30から17:30までとする。
- 3 サービス提供時間 9:00から16:00とする。

(事業の内容)

第7条 居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という)に基づき、主治医の指示のもと、要介護者等の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション等計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て当該計画を利用者に交付し、当該計画に基づく適切なリハビリテーションを提供する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域を次のとおりとする。

- 春日井市内：細野町、神屋町、坂下町、庄名町、白山町、出川町、東野町、明知町、西尾町、内津町、高蔵寺町、気噴町、高座町、廻間町、松本町、不二町、神領町、上野町、西尾町、高森台、岩成台、石尾台、押沢台、玉野台、玉野町、木附町、高座台、中央台、藤山台
- 2 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対し適切なサービスを提供することが困難であるとした場合、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)へ連絡の上、必要な措置を講じるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料の額は介護報酬告示上の額及び「重要事項説明書」記載のとおりとする。

- 2 事業所は、サービスの提供に当たっては、事前に利用者又は身元保証人に対し「重要事項説明書」にて当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意する旨の署名を受けることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には事前に利用者又は身元保証人に対し通知することとする。
- 3 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所から自宅までの往復交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり30円を徴収する。
- 4 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について「重要事項説明書」にて説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(身体の拘束等)

- 第11条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載する。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
    - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員へ周知する・・・3月に1回以上
    - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
    - (3) 職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施・・・年に2回以上

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員へ周知する
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 職員に対する虐待を防止するための定期的な研修の実施・・・年に2回以上
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第13条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催し、その結果を職員へ周知する
  - (2) 事故発生の防止のための指針の整備
  - (3) 職員に対する事故発生を防止するための定期的な研修の実施・・・年に2回以上

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

(衛生管理及び感染症等対策)

第14条 事業所は、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所は、感染症の予防又はまん延の防止（以下「感染症等予防」という）のために、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 事業所における感染症等予防の対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を職員へ周知する・・・6月に1回以上
- (2) 感染症等予防のための指針の整備
- (3) 職員に対する感染症等予防のための研修並びに訓練の実施・・・それぞれ年に2回以上

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとることとし、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し周知するとともに、計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 職員に対する「業務継続計画」の周知
- (2) 職員に対する研修並びに訓練を実施し内容を記録する・・・それぞれ年2回以上

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、特定医療法人晴和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、事業所が行う年1回の健康診断を受診する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 事業所は、職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報（以下「個人情報」という）を漏らすことがないように指導教育を適時行い、またその旨を雇用契約の内容に含むものとする。

2 事業所は、法及びガイドランスに則り個人情報保護指針を規定し、個人情報の利用目的を「重要事項説明書」記載の「個人情報の利用目的」のとおり定める。

3 事業所は、法令に則し、前項の例外として次の各号について、第三者に対して情報提供を行うこととし、本項に規定した内容の第三者への情報提供については、「契約書」の署名をもって同意を得たものとする。

(1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

(2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

(3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

(4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

(5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等

(6) 市町村による文書等提出等の要求への対応

(7) 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等提示命令等への対応

(8) 都道府県知事又は市町村長による立入検査等への対応

(9) 市町村が行う甲からの苦情に関する調査への協力等

(10) 事故発生時の市町村への連絡

4 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

5 事業所は、本条に関する有事の際は、個人情報保護委員会への報告、利用者または身元引受人への通知等、必要な措置を講ずる。

(サービスの質の確保及び苦情に関する事項)

第22条 事業所は、介護サービスの質の確保及び提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとし以下に掲げる事項を実施する。

(1) 事業所における介護サービスの質の確保及び生産性の向上に資する取組の促進についての委員会を定期的開催し、その結果を職員へ周知する・・・3月に1回以上

(2) 事業所において提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員へ周知する・・・適時開催

(3) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ

る重要事項を事業所内掲示及び事業所ホームページに提示する。

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針（ハラスメント対策）の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、特定医療法人晴和会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、2024年8月1日から施行する。